

**担い手経営発展支援金融対策事業（ＴＰＰ等関連対策）における
スーパーＬ資金及び農業近代化資金の金利負担軽減措置
（令和７年度）（一問一答）**

I 金利負担軽減措置の目的及び対象資金等

- 1 金利負担軽減措置を行うのはどのような目的ですか。
- 2 金利負担軽減措置の対象となる資金は何ですか。
- 3 令和２年度３次補正予算から、農業近代化資金を追加した理由は何ですか。
- 4 金利負担軽減措置の対象となる借入額の上限はありますか。
- 5 資金使途によって制限はあるのですか。
- 6 営農類型によって制限はあるのですか。

II 金利負担軽減措置の申請・交付方法等

- 1 金利負担を軽減するための手法を教えてください。
- 2 本事業の金利負担軽減措置を申し込める（融資機関から貸付けの決定又は都道府県の利子補給承認がなされる）期間はいつまでですか。
- 3 金利負担の軽減措置は、貸付期間中いつから、いつまで受けられるのですか。
- 4 本事業では何％まで金利負担が軽減されますか。
- 5 本事業では地方公共団体の財政負担は必要ですか。
- 6 本事業は、国の補助金による基金によって行われるということですが、来年度以降に利子助成の内容に変更が生じることはありますか。
- 7 金利負担軽減措置の期間中に、何か提出する書類はありますか。

III 対象者及び交付の要件

- 1 本事業の金利負担軽減措置が利用できる対象者は誰ですか。
- 2 地域計画のうち目標地図に位置付けられた者とは、どのような者ですか。
- 3 地域計画のうち目標地図に位置付けられた者であること又は機構から農用地等を借り受けたことの証明・確認は、誰が、どのように行うのですか。
- 4 目標地図に位置付けられた者になっていない又は機構から農用地等を借り受けない場合、スーパーＬ資金又は農業近代化資金は借りられないのですか。
- 5 園芸施設共済等の加入に係る交付要件は、どのように確認するのですか。
- 6 G F P登録に係る交付要件は、どのように確認するのですか。
- 7 G F P登録、G F Pコミュニティサイトとは何ですか。
- 8 G F P登録は、どのように行うのですか。
- 9 G F P登録に関する要件の追加にあたって、移行期間等はないのですか。
- 10 労働環境改善の取組に係る交付要件は、どのように確認するのですか。
- 11 環境負荷低減の取組に係る交付要件は、どのように確認するのですか。
- 12 環境負荷低減の取組に係る交付要件の確認の際、別記様式第５号とは別の書類等により確認を行う場合は、個人情報の取扱いに関する同意のチェックが別途必要でしょうか。
- 13 環境負荷低減の取組に係る実施状況は、どのように確認するのですか。

IV 経営展開計画（兼取組確認表）

- 1 「経営展開計画（兼取組確認表）」とは何ですか。
- 2 「経営展開計画（兼取組確認表）」を作成する際に留意することはありますか。
- 3 融資機関が「経営展開計画（兼取組確認表）」を確認する際の留意点を教えてください。
- 4 実施要綱別記様式第1号の記入例に示されている輸出、加工・販売事業への取組、経営規模の拡大、低コストへの取組以外の経営展開では、本事業の対象とはならないのですか。
- 5 対象となる経営展開は、新たな取組だけが対象となるのですか。現在取り組んでいる事業を、ＴＰＰ等の発効を契機として、さらにその取組を強化する場合は、本事業の対象となるのですか。

V その他

- 1 ＴＰＰ等関連対策の補助事業を活用した場合は、本事業の対象となるのですか。
- 2 農林水産省以外の他の省庁が所管する補助事業を利用する場合は、本事業の対象となるのですか。
- 3 クイック融資を行った場合は本事業の対象となるのですか。

I 金利負担軽減措置の目的及び対象資金等

（問１）金利負担軽減措置を行うのはどのような目的ですか。

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（ＴＰＰ１１）、日ＥＵ経済連携協定（日ＥＵ・ＥＰＡ）、日米貿易協定、日英包括的経済連携協定（日英ＥＰＡ）及び地域的な包括的経済連携協定（ＲＣＥＰ）（以下「ＴＰＰ等」という。）の発効等に伴い、関税削減による長期的な影響が懸念される中で、今後の農業界を牽引する優れた経営感覚を兼ね備えた農業経営体を育成・支援することが緊急の課題となっていることから、農業者が、ＴＰＰ等による経営環境変化に対応して、新たに規模拡大、農産物輸出等の攻めの経営展開に取り組むことを支援するため、その際の投資のための借入に伴う金利負担を軽減することを目的としています。

関連政策：総合的な TPP 等関連政策大綱（令和 2 年 12 月 8 日改訂）

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tpp/attach/pdf/index-5.pdf>

（問２）金利負担軽減措置の対象となる資金は何ですか。

（株）日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫が融資する農業経営基盤強化資金（スーパーＬ資金）及び農協等の民間金融機関が融資する農業近代化資金です。

（問３）令和２年度３次補正予算から、農業近代化資金を追加した理由は何ですか。

本事業は、認定農業者が、ＴＰＰ等による経営環境変化に対応して、新たに規模拡大、農産物輸出等の攻めの経営展開に取り組むために借り入れるスーパーＬ資金の金利負担を軽減するため、平成 27 年度から実施しているものです。

今般、農産物輸出等の取り組みを一層推進するためには、認定農業者が、輸出に向けた産地づくりの取組や販路拡大に向けた地元企業との連携等に精通した民間金融機関からの支援を必要とする場合もあることから、民間金融機関が融資する農業近代化資金を、本事業の利子助成対象資金として追加しました。

（問４）金利負担軽減措置の対象となる借入額の上限はありますか。

本事業の金利負担軽減措置の対象となる借入額には、他の金利負担軽減措置の対象借入額を踏まえた、残高通算としての上限があります。

（１）スーパーＬ資金

本事業のほか、農業経営基盤強化資金利子助成事業その他の農業経営基盤強化資金に係る利子助成事業（貸付金利水準が０％となるまでの幅（ただし２％を上限）を助成するものであって、災害関連は除く。）の対象となった貸付残高と通算して、２０億円までを利子助成の対象とします。

また、貸付残高を通算するのは、具体的には以下の事業の対象となったもので、①及び②にあっては、金利負担軽減措置の対象期間（貸付当初５年間）を経過したものも含みます。

- ① 農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業（目標地図に位置付けられた認定農業者を対象とする利子助成）
- ② 担い手経営発展支援金融対策事業（本事業）
- ③ 農山漁村振興緊急対策利子助成金等交付事業（平成１９年度から平成２１年度に実施）
- ④ 省エネルギー・低コスト経営支援緊急対策利子助成金交付事業（平成２０年度、平成２１年度に実施）
- ⑤ 雇用創出経営支援緊急対策利子助成金交付事業（平成２１年度に実施）

（２）農業近代化資金

本事業のほか、農業経営基盤強化資金利子助成事業その他の農業近代化資金に係る利子助成事業（貸付金利水準が０％となるまでの幅（ただし２％を上限）を助成するものであって、災害関連は除く。）の対象となった貸付残高と通算して、２億円までを利子助成の対象とします。（この取扱いは、令和４年４月１日以降に本事業による利子助成金の交付の決定があったものを対象とします。）

なお、当該２億円は、農業近代化資金の個人の貸付限度額（知事特認限度額）及び法人の貸付限度額と同額です。

また、貸付残高を通算するのは、具体的には以下の事業の対象となったもので、①にあっては、金利負担軽減措置の対象期間（貸付当初５年間）を経過したものも含みます。

- ① 担い手経営発展支援金融対策事業（本事業）
- ② 農山漁村振興緊急対策利子助成金等交付事業（平成１９年度から平成２１年度に実施）
- ③ 省エネルギー・低コスト経営支援緊急対策利子助成金交付事業（平成２０年度、平成２１年度に実施）
- ④ 雇用創出経営支援緊急対策利子助成金交付事業（平成２１年度に実施）

（問５）資金使途によって制限はあるのですか。

スーパーＬ資金については、負債整理関係資金が対象外です。

農業近代化資金については、農村給排水施設資金及び特定農家住宅資金が対象外です。

（問６）営農類型によって制限はあるのですか。

営農類型による制限はありませんが、事業趣旨からは、融資を受けて行う事業が、ＴＰＰ等による直接的・間接的な経営環境変化に対応した攻めの経営展開であることが必要です。

Ⅱ 金利負担軽減措置の申請・交付方法等

（問１）金利負担を軽減するための手法を教えてください。

国から補助金を受けた（公財）農林水産長期金融協会（以下「協会」という。）からの
 利子助成により、貸付当初５年間の金利負担等が軽減されるものです

スーパーＬ資金：①貸付当初５年間の金利負担軽減措置（実質無利子）

農業近代化資金：①貸付当初５年間の金利負担軽減措置（実質無利子）

②実質無利子終了後から償還終了時までの間（最長１０年間）の金利
 負担軽減措置（スーパーＬ資金の金利水準と同等とする）

なお、協会への利子助成の申請や利子助成金の受取等は、（株）日本政策金融公庫その
 他の融資機関（以下「融資機関」という。）が資金借入者の委任（※）を受けて代行しま
 す。

※ 担い手経営発展支援金融対策事業交付規程に基づく委任状の提出によるもの

（問２）本事業の金利負担軽減措置を申し込める（融資機関から貸付けの決定又は都道府
 県の利子補給承認がなされる）期間はいつまでですか。

スーパーＬ資金においては、（株）日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫が融資
 枠の範囲内で貸付決定を行ったもの、農業近代化資金においては、都道府県が融資枠の範
 囲内で利子補給承認を行ったものが対象となります。

期間は特に設定していませんが、スーパーＬ資金は融資決定額が当該融資枠に達した時
 点で、農業近代化資金は、協会の利子助成交付決定額が当該融資枠に達した時点で終了と
 なります。

（問３）金利負担の軽減措置は、貸付期間中いつから、いつまで受けられるのですか。

スーパーＬ資金及び農業近代化資金の実質無利子化についての金利負担の軽減措置は、
 貸付後５年間受けられます。

つまり、貸付実行日（金銭消費貸借契約日）から貸付実行日の５年後の応当日の前日ま
 での期間の残高に対する金利が対象となります。

なお、農業近代化資金については、貸付当初５年間の金利負担軽減措置の終了後も、償
 還終了時までの間、スーパーＬ資金の金利水準と同等となるよう金利負担を軽減するた
 め、この間についても金利負担の軽減措置を受けられます（最長１０年間）。

（問４）本事業では、何％まで金利負担が軽減されますか。

利子助成の上限は２％です。したがって、利子助成前のスーパーＬ資金又は農業近代化資金の貸付金利が２％を超える場合、２％を超えた部分は借入者の負担となります。

（問５）本事業では、地方公共団体の財政負担は必要ですか。

本事業で実施する貸付金利に対する金利負担軽減措置（利子助成）については、全額国費で実施しますので、地方公共団体の負担はありません。

なお、農業近代化資金の場合、国が利子助成を行う前に、これまでどおり基準金利から貸付金利までの差額について、都道府県による利子補給が必要です（下記参照）。

$$\left(\begin{array}{l} \cdot \text{基準金利} - \text{貸付金利} = \text{利子補給（都道府県）} \\ \cdot \text{貸付金利} - \text{無利子又はスーパーＬ資金の金利水準並み} = \text{利子助成（本事業）} \end{array} \right)$$

（問６）本事業は、国の補助金による基金によって行われるということですが、来年度以降は利子助成の内容に変更が生じることはありますか。

特段の事情の変化がない限り、助成内容が事後に変更されることはありません。

（問７）金利負担軽減措置の期間中に、何か提出する書類はありますか。

体質強化につながる経営展開の取組状況の確認を行うため、每期、決算関係書類を金融機関に提出していただく必要があります。

Ⅲ 対象者及び交付の要件

（問１）本事業の金利負担軽減措置が利用できる対象者は誰ですか。

地域計画のうち目標地図に位置付けられた認定農業者、農地中間管理機構（以下「機構」という。）から農用地等を借り受けた認定農業者、のうち、担い手経営発展支援金融対策事業実施要綱（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 経営第 2598 号農林水産事務次官依命通知）別記様式第 1 号に定める「経営展開計画（兼取組確認表）」（Ⅳ－問 1 参照）を作成した者です。（実施要綱第 3 の 2）

ただし、上記の対象要件を満たす者が、次のアからエまでを満たすことを、園芸施設共済等の加入等、G F P 登録及び労働環境改善の取組に係る交付要件確認表（実施要綱別記様式第 1 の 2 号）及び環境負荷低減の取組に係る交付要件確認表（実施要綱別記様式第 1 の 3 号）（これらを総称して、以下「交付要件確認表」という。）により確認ができる場合に限ります。

- ア 農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）第 3 章第 1 節第 6 款に基づく園芸施設共済（以下「園芸施設共済」という。）の対象となる施設を取得する場合は自然災害による当該施設への被害に備えて園芸施設共済等への加入意向があること又は園芸施設共済の対象となる施設を取得しないこと。
- イ 経営展開計画に農産物輸出に関する内容を含む場合は、農林水産省が設立している G F P（農林水産物・食品輸出プロジェクト）コミュニティサイトに登録（以下「G F P 登録」という。）していること。
- ウ スーパー L 資金について利子助成を受ける場合にあっては、交付要件確認表中の労働環境改善の各取組について、本事業による利子助成金の交付を受けている間、実施する意向があること。
- エ スーパー L 資金について利子助成を受ける場合にあっては、交付要件確認表中の環境負荷低減の各取組について、本事業による利子助成金の交付を受けている

（問２）地域計画のうち目標地図に位置付けられた者とは、どのような者ですか。

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図（以下「目標地図」という。）などを明確化し、公表したもののうち、目標地図に位置付けられた者を指します。

(問3) 地域計画のうち目標地図に位置付けられた者であること又は機構から農用地等を借り受けたことの証明・確認は、誰が、どのように行うのですか。

借入希望者である認定農業者が、市町村から「目標地図に位置付けられた者等に対する金利負担軽減措置適用に関する証明書」(別添参照。2025年4月版)による証明を受け、その証明書の写しを、融資機関に提出していただき、融資機関から回付を受けた利子助成団体である協会が確認します。なお、当該証明書に記載すべき事項が、市町村が別に発行した書類の写し、機構から農用地等に係る利用権の設定等を受ける者として明記された農用地利用配分計画の写しその他の書面により確認ができる場合には、当該証明書に代えて差し支えありません。

(問4) 目標地図に位置付けられた者になっていない又は機構から農用地等を借り受けない場合、スーパーL資金又は農業近代化資金は借りられないのですか。

目標地図に位置付けられた者であること又は機構から農用地等を借り受けた者であることは、本事業の対象の要件です。したがって、上記の場合金利負担の軽減が受けられませんが、スーパーL資金又は農業近代化資金を有利子で借り入れることは可能です。

（問５）園芸施設共済等の加入に係る交付要件は、どのように確認するのですか。

実施要綱別記様式第１の２号を、利子助成の希望者に提出していただくことで当該要件に関する確認を行います。なお、別記様式第１の２号は、全ての利子助成希望者に提出を求めるものとなります。

具体的には、実施要綱別記様式第１の２号の１で、以下の①②のいずれかにチェックをしていただくこととなります。

- ① 借入申込みを行う施設整備の内容に、園芸施設（園芸施設共済の対象となる農業用ハウス等）を含む場合は、当該施設に対して、自然災害に備えた園芸施設共済等に参加する予定であること、
- ② 借入申込を行う内容に園芸施設の取得は含まれないこと

（参考）

農業用ハウス等とは・・・ガラスハウス、鉄骨ハウス、パイプハウス、雨よけハウス及びネットハウス（作物（野菜、花卉、果樹、苗等）を栽培していないハウス（農機具庫、畜舎等）は含まれません。）

園芸施設共済等とは・・・農業共済組合等が行う園芸施設共済、農業協同組合等が行う建物更正共済、損害保険会社が行う損害保険商品等の自然災害に備えた共済又は保険等

（問６）G F P登録に係る交付要件は、どのように確認するのですか。

実施要綱別記様式第１の２号を、利子助成の希望者に提出していただくことで当該要件に関する確認を行います。なお、実施要綱別記様式第１の２号は、全ての利子助成希望者に提出を求めるものとなります。

具体的には、経営展開計画に記載されている申請者の取組内容に農産物輸出に関する内容が含まれる場合（経営展開計画の該当箇所にチェックが入っている場合）、利子助成希望者は、G F Pコミュニティサイト上からG F P登録を行った上で、実施要綱別記様式第１の２号の２で、以下①②のいずれかにチェックをしていただくこととなります。なお、G F P登録は、登録に向けて申請中の場合を含みます。

- ① G F P登録をしています（申請中の場合を含む。）
- ② G F P登録をしていません（本事業対象外となります。）

（問 7）G F P コミュニティサイトとは何ですか。

G F P とは、Global Farmers / Fishermen / Foresters / Food Manufacturers Project の略称で、農林水産省が推進する日本の農林水産物・食品輸出プロジェクトのことを指します。

農林水産省では、令和元年 8 月 31 日に農林水産物・食品の輸出を意欲的に取り組もうとする生産者・事業者等のサポートと連携を図る「G F P コミュニティサイト」を立ち上げ、当該サイトに登録した者を対象に、農林水産省が「輸出の可能性」を診断すること等により、サポートを行うこととしています。

このコミュニティサイトには、生産者・加工食品製造者の他にも、商社、物流企業、金融機関などが参加しており、以下のサービスがあります。

- ・ 輸出診断を無料で受けられます。
- ・ 輸出商社の「商品リクエスト情報」を受け取れます。
- ・ 輸出希望商品を輸出商社に紹介できます。多くの輸出商社は国内取引で商品を購入するため、輸出手続きを自ら行わずに速やかに輸出できます。
- ・ 輸出のための産地づくりは、計画策定から支援を受けられます。
- ・ メンバー同士の交流イベントに参加できます。

詳しくは、農林水産省食品産業局海外市場開拓・食文化課の H P を参照ください。

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/gfptop.html>

（問 8）G F P 登録は、どのように行うのですか。

G F P コミュニティサイト（H P）上にある、以下のサイトから必要事項を入力していただくことで登録できます（登録無料）。

<https://www.gfp1.maff.go.jp/entry/regist>



入力後、事務局で内容を確認した後、申請者へ事務局からパスワードを発行することで登録が完了し、メンバーサイトの利用が可能となります（確認には 2 日～1 週間程度の時間がかかります）。

（問 9）G F P 登録に関する要件の追加にあたって、移行期間等はないのですか。

スーパー L 資金においては、令和 3 年 2 月末日までの貸付決定に係るものまでは、G F P 登録に関する要件を満たしていなくとも、金利負担軽減措置の対象とします。

（問 10）労働環境改善の取組に係る交付要件は、どのように確認するのですか。

実施要綱別記様式第 1 の 2 号を、利子助成の希望者に提出していただくことで当該要件に関する確認を行います。なお、実施要綱別記様式第 1 の 2 号は、全ての利子助成希望者に提出を求めるものとなります。

具体的には、スーパー L 資金について利子助成を受ける場合、利子助成希望者は、実施要綱別記様式第 1 の 2 号の 3 で、以下（１）①②のいずれか、及び（２）①②③のいずれかにチェックをしていただくこととなります。

（１）労働基準法関係

- ① 労働者を使用する事業者であり、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）の適用除外となっている以下の 5 つの項目のうちいずれか 1 つ以上について、適合する取組を既に行っている、又は今後行う意向があります。
 - ア 同法第 32 条の規定（労働時間）
 - イ 同法第 34 条の規定（休憩）
 - ウ 同法第 35 条の規定（休日）
 - エ 同法第 36 条の規定（時間外及び休日の労働）
 - オ 同法第 37 条の規定（時間外及び休日の割増賃金）

- ② 労働者を使用しない事業者です。

（２）保険関係

- ① 法人事業主であり、雇用保険及び労働者災害補償保険の労働保険並びに厚生年金保険及び健康保険に加入しています。
- ② 労働者 5 人以上の個人事業主であり、雇用保険及び労働者災害補償保険の労働保険に加入しています。
- ③ 労働者 5 人未満の個人事業主又は労働者を使用しない事業者です。

（問 11）環境負荷低減の取組に係る交付要件は、どのように確認するのですか。

実施要綱別記様式第 1 の 3 号を、利子助成の希望者に提出していただくことで当該要件に関する確認を行います。なお、実施要綱別記様式第 1 の 2 号は、全ての利子助成希望者に提出を求めるものですが、環境負荷低減の取組に係る交付要件確認表となる実施要綱別記様式第 1 の 3 号は、スーパー L 資金について利子助成を希望する者のみに提出を求めるものとなります。

具体的には、スーパー L 資金について利子助成を受ける場合、利子助成希望者は、実施要綱別記様式第 1 の 3 号で、農業経営体である場合には（１）に列記されている項目の全てについて、畜産経営体である場合には（２）に列記されている項目の全てについてチェック（複合経営体である場合には利子助成の対象となる事業に該当する方の項目の全てについてチェック）していただくこととなります。

各項目の具体的な内容については、農林水産省 HP 上にある「環境負荷低減のクロスコンプライアンス」のページに掲載されている「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書農業経営体編」又は「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書畜産経営体編」を御参照ください。

<農林水産省 HP：環境負荷低減のクロスコンプライアンス>

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/kurokon.html>

（問 12）環境負荷低減の取組に係る交付要件の確認の際、別記様式第 5 号とは別の書類等により確認を行う場合は、個人情報の取扱いに関する同意のチェックが別途必要でしょうか。

他の補助事業等で利用した環境負荷低減の取組に関するチェックシート等の実施要綱別記様式第 1 の 3 号以外の書類等により確認ができるものについては、実施要綱別記様式第 1 の 3 号への記載を省略し、当該書類等の提出に代えることができます。

別の書類等に個人情報の取扱いに関する同意書が記載されていない場合は、同意のチェックを別途いただく必要はありません。

（問 13）環境負荷低減の取組に係る実施状況は、どのように確認するのですか。

実施要綱別記様式第 1 の 3 号別紙に記載された内容を、利子助成金の交付対象者が農林水産省ウェブサイトから入力し、農林水産省大臣官房環境バイオマス課へ提出することにより実施状況を報告していただき、確認します。

具体的には、令和 7 年度にスーパー L 資金に係る利子助成の交付決定を受けた者が、交付決定から 1 年後を目処に、実施要綱別記様式第 1 の 3 号別紙に記載された内容を、事業実施主体（協会）から送付されている交付決定通知書に記載された農業経営体又は畜産経営体毎のリンク先の農林水産省ウェブサイトから、列記されている項目の全てについて入力していただき、送信していただくことで、農林水産省大臣官房環境バイオマス課に提出されます。

IV 経営展開計画（兼取組確認表）

（問１）「経営展開計画（兼取組確認表）」とは何ですか。

本事業の実施要綱に定める計画で、ＴＰＰ等による経営環境変化に対応して、新たに取り組む規模拡大、農産物輸出等の攻めの経営展開に係る計画（実施要綱の別記様式第１号）で、本事業による金利負担軽減措置を希望する認定農業者が作成し、融資機関が内容の適否を判断するものです。

融資機関が、「適」と判断した計画書等を事業実施主体（協会）へ提出することで、利子助成の申請手続きが進むこととなります。

（問２）「経営展開計画（兼取組確認表）」を作成する際に留意することはありますか。

本事業は、ＴＰＰ等の発効等を踏まえて実施するものであることから、

- ① ＴＰＰ等に伴う自己の農業経営への影響等を検討し
- ② それに対応するためにどのような目標を定め、どのような対応（取組）を行うのか
- ③ そのためにはどのような投資を行う必要があるのか

について整理の上、「経営展開計画（兼取組確認表）」に記載する必要があります。

その際、目標の設定については、例えば、５年後の売上を１５％増加、５年間で経営費を１０％圧縮等、できる限り具体的に記載するようにしてください。

また、確認資料としては、今回の取組内容のために行う具体的な事業費の内容が分かる資料（見積書・契約書等）等を記載してください。なお、スーパーＬ資金や農業近代化資金の融資に際して作成する借入申込希望書兼経営改善資金計画書を確認資料としても構いません。

本事業の実施要綱には、経営展開計画（兼取組確認表）の記入例を添付していますので、参考としてください。

（問３）融資機関が「経営展開計画（兼取組確認表）」を確認する際の留意点を教えてください。

融資機関は、経営展開計画及び交付要件確認表により交付要件を確認し、経営展開計画の確認結果欄の「適・否」のいずれかに○を付すことになります。

（問４）実施要綱別記様式第１号の記入例に示されている輸出、加工・販売事業への取組、経営規模の拡大、低コストへの取組以外の経営展開では、本事業の対象とはならないのですか。

今回の対策の趣旨としては、体質強化対策につながる農業者の取組を支援するということであり、例示された取組に限られるわけではありません。例えば、改植などによる高収益な作物・栽培体系への転換を図る取組、畜産物のブランド化等の高付加価値化が含まれると考えられます。

（問５）対象となる経営展開は、新たな取組だけが対象となるのですか。現在取り組んでいる事業を、ＴＰＰ等の発効を契機として、さらにその取組を強化する場合は、本事業の対象となるのですか。

今回の対策の趣旨としては、体質強化対策につながる農業者の取組を支援ということであるので、ＴＰＰ等の発効を契機として、輸出事業や加工・販売事業をさらに拡大する場合も含まれます。

V その他

（問１）ＴＰＰ等関連対策の補助事業を活用した場合は、本事業の対象となるのですか。

本事業に基づく利子助成は、国の補助金（交付金等を含む。）を活用して経営展開を図る取組も対象としております。このため、ＴＰＰ等関連対策の補助事業を受けた場合の残額部分への融資も含めて、本事業の対象になります。

また、融資を受ける際の自己資金部分に対して助成する融資残補助についても、本事業の対象となります。

（問２）農林水産省以外の他の省庁が所管する補助事業を利用する場合は、本事業の対象となるのですか。

他省庁が所管する補助事業を活用して経営展開を図る場合であっても、本事業の対象となります。

（問３）クイック融資を行った場合は本事業の対象となるのですか。

本事業の対象となります。

別添

【参考様式（2025年4月版）】

目標地図に位置付けられた者等に対する金利負担軽減措置適用に関する証明書 (スーパーL資金・農業近代化資金関係)

年 月 日

〇〇市町村長 殿
(又は 〇〇市長村 御中)

申請者 住 所
氏 名

(押印省略可)

私が、下記表中のいずれかに該当する者であることを証明願います。

年 月 日

上記の申請者が、現在、下記に該当する者であることを証明します。

記

※ 該当するいずれかの欄に○を付す。

金利負担軽減措置の要件		
1	目標地図に位置付けられた者 【農業経営基盤強化促進法 第19条第1項及び第3項参照】	
2	農地中間管理機構から農用地等を借り受けた者 【農地中間管理事業の推進に関する法律 第2条第2項及び第4項参照】	

市町村名

役 職 名
氏 名

(押印省略可)

※「地域計画（目標地図）」の策定に関与しているしかるべき者
(役職等の指定はなし)

- ※注 1：申請者は、借入申込みを行う方と同じ名義にしてください。また、申請者が複数名の場合、本証明書は、申請者の全部が表中の要件に該当することを証明するものとなります。
- ※注 2：「目標地図に位置付けられた者」とは、農業経営基盤強化促進法第19条第 1 項に規定する地域計画のうち目標地図（同条第 3 項の地図をいう。）に位置付けられた者を指します。
- ※注 3：表の 1 について、以下の地域においては、実質化された人・農地プラン等（「実質化された人・農地プラン」とみなした既存の人・農地プラン、一定の要件を満たし「実質化された・人農地プラン」として取り扱う人・農地プラン以外の同種取り決め等を含む。）に位置付けられた中心経営体も含みます。
- ① 福島県原子力被災12市町村（福島県の田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡飯舘村）
 - ② 令和 6 年能登半島地震の被災市町（石川県の七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋郡志賀町、鳳珠郡穴水町及び同郡能登町）
- ※注 4：実質化された人・農地プランのいずれに該当するかの判断については、人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年 6 月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知。以下「人・農地プラン通知」という。）によりご確認ください。
- ※注 5：「農地中間管理機構から農用地等を借り受けた者」とは、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第 2 条第 4 項に規定する農地中間管理機構をいう。）から農用地等（同法第 2 条第 2 項に規定する農用地等をいう。）を借り受けた農業者を指します。